

農業近代化資金融通法施行令

〔 昭和36年11月10日政令第346号
最終改正 平成26年3月28日政令第95号 〕

(農業者等)

第1条 農業近代化資金融通法(以下「法」という。)第2条第1項第4号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

- (1) 農事組合法人
- (2) 農業協同組合中央会
- (3) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (4) 土地改良区及び土地改良区連合
- (5) たばこ耕作組合
- (6) 農作物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業(第9号において「農業振興事業」という。)を主たる事業として行う事業協同組合(法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)、事業協同小組合(同項第1号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)及び協同組合連合会(同項第2号又は第3号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)
- (7) 農住組合(法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)
- (8) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
- (9) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第3条第1号において同じ。)であつて、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの
- (10) 法人でない団体であつて、法第2条第1項第1号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの

(融資機関)

第1条の2 法第2条第2項第5号の政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 銀行
- (2) 株式会社商工組合中央金庫
- (3) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (4) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第

1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

(農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第 2 条 法第 2 条第 3 項の政令で定める資金は、法第 2 条第 1 項第 1 号 から第 3 号までに掲げる者、第 1 条第 1 号から第 7 号までに掲げる者、同条第 8 号に掲げる者（法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半数を拠出しているもの（以下「農業者関係一般社団法人等」という。）に限る。）、第 1 条第 9 号に掲げる者又は同条第 10 号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類に据置期間とおりとし、同条第 8 号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第 3 項第 2 号の政令で定める期限及び同項第 3 号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類に据置期間の欄に掲げる資金（同表の第 6 号に掲げる資金を除く。）の 2 以上の種類を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第 2 号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

資金の種類	償還期限	据置期間
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	15年 (農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項に規定する認定就農者が同条第2項に規定する認定就農計画に従つて同法第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要なもの(以下この表において「特定資金」という。)にあつては18年、法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下この表において「農業協同組合等」と総称する。)に貸し付けられるものにあつては20年)	7年
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	15年 (特定資金にあつては、18年。以下同じ。)	7年
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	15年	7年
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	15年	7年
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	15年	7年
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改	5年以上20年以内で農林水産大臣が指定する期間	3年

良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）		
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	15年	7年

第3条 法第2条第3項第1号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他法第2条第1項第1号に掲げる者の組織する団体で、農林水産大臣の定めるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、法第2条第1項第1号に掲げる者で、都道府県知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

第4条 法第2条第3項第1号の政令で定める額は、1,800万円とする。

（政府の行う利子補給に係る利子補給契約の締結）

第5条 農林中央金庫は、政府と法第3条第1項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣の定めるところにより、同条の規定による政府の利子補給に係る法第2条第3項の農業近代化資金の貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（農業信用基金協会への出資に係る政府の助成の限度）

第6条 法第6条の規定による補助金の額は、都道府県が同条に規定する条件で同条に規定する出資を行うのに要する経費（その額が農林水産大臣の定めるところにより算出される額を超える場合には、その超える部分の経費を除く。）の2分の1に相当する額とする。

附 則 （抄）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 法附則第7項の政令で定める日は、昭和36年12月31日とする。

（中略）

附 則 （平成26年3月28日政令第95号抄）

〔農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
第15条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）（以下略）〕

（施行期日）

第1条 この政令は、改正法の施行の日（平成26年4月1日）から施行する

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた農業近代化資金及び施行日前に改正法附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる農業近代化資金についての農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項第2号の政令で定める期限については、なお従前の例による。